平成２２年（フ）第２３５号
大分県臼杵市大字諏訪714番地
債務者　星野　義美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１６号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字粒ケ谷地41番地、破産手続開始申立時の住所群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目328番地１　パールアネックス101
債務者　佐々木靖子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８８号
北海道江別市大麻宮町４番地　公団１―306号室
債務者　福島　　彰
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　英之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０３号
札幌市北区新琴似９条５丁目２番43号　テラスハウスＡ号
債務者　大高　尚哉
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４５８号
名古屋市東区泉２丁目９番12号　ハウス108泉1002号
債務者　粕谷　知代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４９７号
名古屋市南区内田橋２丁目17番５号　シャトーレ三栄Ⅱ４Ｂ号
債務者　中森滋弘こと　具　　滋弘
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１３号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区４棟106号、住民票上の住所愛知県春日井市妙慶町２丁目８番地　妙慶ハイツ207号
債務者　東　　啓太
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２７号
名古屋市守山区瀬古３丁目1407番地　瀬古東荘904号
債務者　白石　博之
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９１号
愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目16番地10サウス22・101
債務者　小笠原　養
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１７号
愛知県春日井市岩成台４丁目５番地１　シャルマン千草Ｂ103号
債務者　米川　和子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８１８号
大阪府八尾市西山本町１丁目３番23号
債務者　木下　潤子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９０号
大阪府八尾市神宮寺５―168―205、住民票上の住所大阪市生野区田島６丁目10番25号
債務者　池田　幸平
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０５号
大阪市城東区鴫野西２丁目１番３―607号、事業所所在地大阪市北区本庄東１丁目18番14号
債務者　アズデフィこと　平山　幸代
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４７号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番５―701号
債務者　藤本　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５７号
大阪府豊中市庄内西町２―10―19、住民票上の住所大阪市北区大淀北１丁目５番19―608号
債務者　樋口ひろみ（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３９号
大阪市平野区加美北８丁目22番38号福寿荘25号
債務者　市川　市江
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部